

中川事務所新聞

第63号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

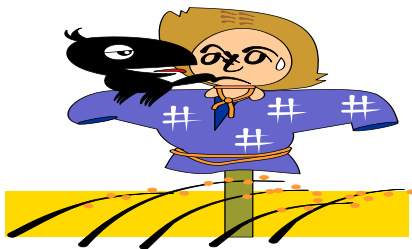
【10月からの組織再編】

①政府系金融機関の統合

中小企業には馴染み深い国民生活と中小企業の両金融公庫が統合されて「日本政策金融公庫」になります。これによって中小企業の資金調達環境がどのように変わるのか不明ですが、単純に考えて2庫が1庫になればパイプが細る（厳しくなる）と思った方がいいでしょう。

②社会保険庁の解体

健康保険については「全国健康保険協会」が運営を引継ぐこととなります。既に社会保険事



務所は機能不全になっていますが、今後も益々混乱が続くでしょう。

ちなみに、姫路では職業安定所が駅の南北に分立され、手続内容によって行くべき建物が違います。姫路駅の南北間の移動は大変な労力がかかります。厚生労働省という役所は、国民に負担を強いるのが大好きなようです。

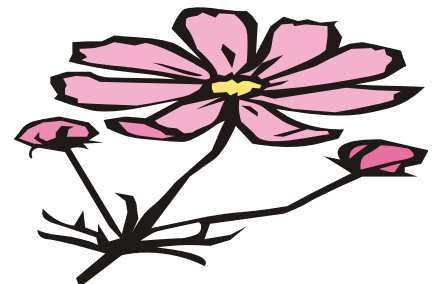
【金融パニック】

アメリカ発の金融危機が全世界に波及しています。新聞等に出てくる損失額は兆円単位の天文学的な数字です。日本でのバブル崩壊のときと同様、我々中小企業へは直接的な影響は無いものの、これから間接的な影響を受けることになります。

最も懸念されるのが、いわゆる「貸し渋り」です。金融庁では既に中小企業向け融資は消極的になっていると発表しています。今後は今まで以上に資金繰りに注意を払い、手許現金の積み上げに努力しましょう。

【10月の事務予定】

- ・10月決算法人期末実地棚卸
- ・6月決算建設業決算変更届
- ・8月決算法人確定申告&納税
- ・2月決算法人中間申告&納税
- ・年賀ハガキ発売開始(10/30)
- ・全国労働衛生週間(10/1~7)



知ってお得！？法律雑学

Q. 取引先の倒産情報をキャッチしましたが、どのように対応すればいいですか？

A. 主な対応策は次のとおり。

- ①情報の確認
- ②保全手続・公正証書の取得
- ③債権譲渡・代物弁済
- ④相殺
- ⑤商品の引き上げ
- ⑥担保・保証の確保

⑦動産売買先取特権の活用

各手法の詳細はここでは省きますが、ポイントは以下のとおりです。

1. 事実確認は必ず行うこと。
2. 相手方が法的手続きに入った場合、こちらの手法が効力を失ったり、取り消されたりする可能性があることに留意すること。

3. 証拠(書面)をできるだけ確保すること。

4. 勢い余ってこちら側が犯罪者にならないよう注意すること。

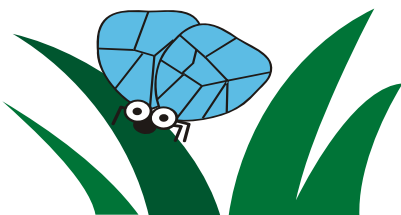


経営談義

【モラルハザード】

モラルハザードとは、あるリスクに対して保険が準備されていることから、そのリスクを回避しようとする意識が薄れ、リスクを一層促進させてしまうような行動のことを指します。別の言い方をすると、あることを放置したために、放置癖が他にも波及すること、要するに無責任（いい加減）になることです。

多くの中小企業では、事業遂行上借入金に頼らざるを得ない場合が多くあります。事業が順調で返済も順調なら問題ないのですが、事業が不調、



或いは倒産寸前になって返済が滞ることもあります。私見では無理してまで返済を最優先させる必要は無く、然るべき根拠を持ってリスクジェールすることは構わないと思いますが、この場面でモラルハザードが起こる可能性が高くなります。

大企業で債権放棄を受けたことが新聞等で報道されると、中小企業ではあり得ないと考えますが、返済の猶予を受けることは、これと同様なことです。従って、大企業の経営者が経営責任を追及されたように、中小企業でもその責任は明確にされてしかるべきであり、この場合の責任とは「誠意」を第一とすべきだと思います。

最近では借りた金は返さないということを正当化するような情報が多くあります。私が思うには、この場合には「命と引換えに」とか「すべてを犠牲にしてまでも」という前提があるはずですが、それを自分に都合よく解釈して、借金を返さない→モラルハザード→他者に迷惑をかける、というパターンに陥って信用の失墜を深めることも多々あります。

全ての経営者には守るべき「商道德」というものがあり、これすらも実践できない人は経営者失格だと思います。



近視矯正手術LASICを受けました。これまで眼鏡無しでは何も見えなかったのが、二十五年前の視力を取り戻しました。その上、左右アンバランスによる右側の首・肩・背中の異常な凝りも解消しました。僅か十分の手術で人生が変わったようです。

今年度は小学校の運動会が春に終わったので、何となく拍子抜けする秋です。やはり運動会は風物詩として秋にやるべきだと思います。

あじわね

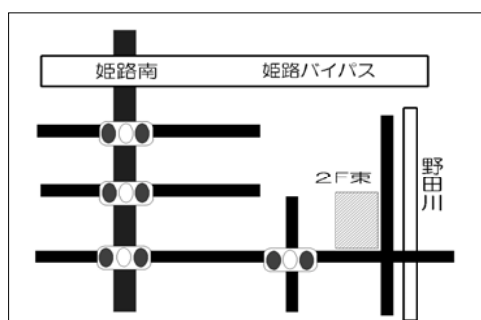
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp